

江戸川区インターネット健全利用促進条例の一部を改正する条例
江戸川区インターネット健全利用促進条例（令和四年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。